兵庫県警察における会計事務の監査に関する訓令

（平成16年3 月11日
本部訓令第１号）

（趣旨）

第１条　この訓令は、兵庫県警察における会計事務の監査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　監査　定期監査及び随時監査をいう。

(2)　定期監査　対象所属の会計事務の項目ごとに毎年度１回以上、期日を定めて実施する監査をいう。

(3)　随時監査　警察本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときに実施する定期監査以外の監査をいう。

（監査の実施）

第３条　監査は、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）が実施するものとする。

（監査員）

第４条　会計課長は、所属職員のうちから適任と認める者を監査員に指定し、監査に従事させるものとする。

（定期監査）

第５条　会計課長は、毎年３月末日までに翌年度の定期監査の実施計画（以下「定期監査実施計画」という。）を作成し、本部長の承認を受けなければならない。

２　定期監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　対象所属

(2)　実施月

(3)　実施項目

３　会計課長は、第１項の規定により承認を受けた定期監査実施計画を、毎年３月末日までに対象所属の長に通知し、当該定期監査実施計画に基づき定期監査を実施するものとする。

４　会計課長は、定期監査を実施するときは、実施日時及び監査員の氏名を実施日のおおむね10日前までに対象所属の長に通知するものとする。

（随時監査）

第６条　会計課長は、随時監査を実施するときは、実施日時、実施項目及び監査員の氏名を実施日のおおむね３日前までに対象所属の長に通知するものとする。

（監査の方法等）

第７条　監査は、帳簿、証拠書類その他の会計事務の執行に関する記録に基づき、照合、質問等の方法により行うものとする。

２　会計課長は、監査の実施に当たっては、対象所属及び実施項目に係る事務を主管する警察本部の所属の長に対し、必要と認める記録の提出又は説明を求めることができる。

（監査結果の報告等）

第８条　会計課長は、定期監査を実施したときは監査を実施した日の属する月の翌月末までに、随時監査を実施したときはその都度、監査の結果を監査実施結果報告書（様式第１号）により本部長に報告するとともに、監査実施結果通知書（様式第２号）を当該監査を受けた所属の長に対し通知するものとする。

２　本部長は、前項の規定による報告を受けた場合において、改善の必要があると認めるときは、当該監査を受けた所属の長に対し、必要な措置を講ずるよう書面により指示するものとする。

（措置結果の報告）

第９条　前条第２項の規定による指示を受けた所属長は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その措置結果を監査改善事項措置結果報告書（様式第３号）により、会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

（所属長の協力）

第10条　所属長は、監査の実施に際しては、監査が円滑に行われるよう協力しなければならない。

（留意事項）

第11条　監査に従事する者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)　厳正を旨とすること。

(2)　監査上知り得た情報を漏らさないこと。

(3)　正確な事実の把握に努めること。

(4)　対象所属の業務に、必要以上の支障が及ぶことのないようにすること。

（公安委員会への報告）

第12条　本部長は、公安委員会に対し、第５条第１項の承認後速やかに、定期監査実施計画を報告するものとする。

２　本部長は、公安委員会に対し、毎年度１回以上、監査の実施の状況を報告するものとする。

附　則

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年4月8日本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年４月８日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

分類記号	
保存期限	．　．

監　査　実　施　結　果　報　告　書

所　　属		
実施年月日	年　　月　　日	
監　査　員	階級（職名）	氏　　名
		㊞
監査の種類	定期　・　随時	
監査項目	実　施　結　果	

様式第２号（第８条関係）

分類記号	
保存期限	．　．

発第　　号
年　月　日

殿

会　計　課　長
（　　）

監　査　実　施　結　果　通　知　書

実施年月日	年　　月　　日
監査の種類	定　期　・　随　時
監　査　項　目	実　　施　　結　　果

様式第３号（第９条関係）

分類記号	
保存期限	．　．

発第　　号
年　月　日

本　部　長　殿

長

監査改善事項措置結果報告書

監査年月日	年　月　日
監査の種類	定期　・　随時
改善事項	措置結果